

石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例

（平成 24 年 8 月 10 日
石狩西部広域水道企業団条例第 2 号）

改正 平成 26 年 2 月 24 日 条例第 2 号 平成 29 年 2 月 7 日 条例第 2 号
平成 31 年 2 月 4 日 条例第 3 号 令和 7 年 2 月 7 日 条例第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、石狩西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水（以下「用水」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用水供給対象）

第 2 条 企業団の用水供給対象は、札幌市、小樽市、石狩市及び当別町（以下「受水者」という。）とする。

（用水供給料金）

第 3 条 企業団は、受水者から用水の供給に係る料金（以下「用水供給料金」という。）を徴収する。

2 用水供給料金は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 基本料金 年間基本水量（企業団と受水者が協議して定めた水量をいう。次号において同じ。）1 立方メートルにつき 111 円を乗じて得た額

(2) 超過料金 受水者が年間基本水量を超過して使用（企業長の認定を含む。）した水量 1 立方メートルにつき 111 円以下の範囲内において企業長が定める額を乗じて得た額
（平 26 条例 2・一部改正、平 29 条例 2・一部改正、平 31 条例 3・一部改正）

（使用水量の測定又は認定）

第 4 条 受水者の用水の使用量（以下この条において「使用水量」という。）は、企業団が用水の受渡し地点ごとに設置する計量器により測定する。ただし、計量器の故障その他特別の事情により使用水量を測定することができないときは、企業団と受水者が協議して定める基準により、企業長がこれを認定する。

2 使用水量の測定は、各月の末日に行うものとする。

（用水供給料金の徴収）

第 5 条 用水供給料金は、基本料金については 3 月ごとに、超過料金については一時に、規程の定めるところにより徴収する。

（用水供給料金の減免又は徴収の猶予）

第 6 条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、用水供給料金の全部若しくは一部についてこれを免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（用水供給の停止又は制限）

第 7 条 企業長は、災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合に限って、用水の供給を停止又は制限することができる。

2 前項の規定による用水供給の停止又は制限のため、受水者に損害が生じてても、企業団はその責任を負わない。ただし、法令の規定により企業団がその責任を負わなければならない場合は、この限りでない。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年条例第 2 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 2 号)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に供給した用水の用水供給料金について適用し、同日前に供給した用水の用水供給料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年条例第 3 号)

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年条例第 3 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。